

資料10-1(訪問系・相談支援系)	令和3年3月24日
-------------------	-----------

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市障害福祉サービス課

計画相談支援・障害児相談支援 の報酬改定等について

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

①基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- ① 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- ② 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- ③ 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所加算の組み込み
機能強化Ⅰ	4名以上	1,864単位	1,864単位
機能強化Ⅱ	3名以上	1,764単位	1,764単位
機能強化Ⅲ	2名以上	1,462単位	1,672単位
機能強化Ⅳ	1名以上	1,522単位	1,622単位
機能強化なし			1,522単位

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	継続サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所加算の組み込み
機能強化Ⅰ	4名以上	1,213単位	1,613単位
機能強化Ⅱ	3名以上	1,513単位	1,513単位
機能強化Ⅲ	2名以上	1,211単位	1,410単位
機能強化Ⅳ	1名以上	1,260単位	1,360単位
機能強化なし			1,260単位

- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする
（地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所の協働である場合。）



- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価(100単位)

②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う



③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管することで可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
 - ・ 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
 - ・ モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等



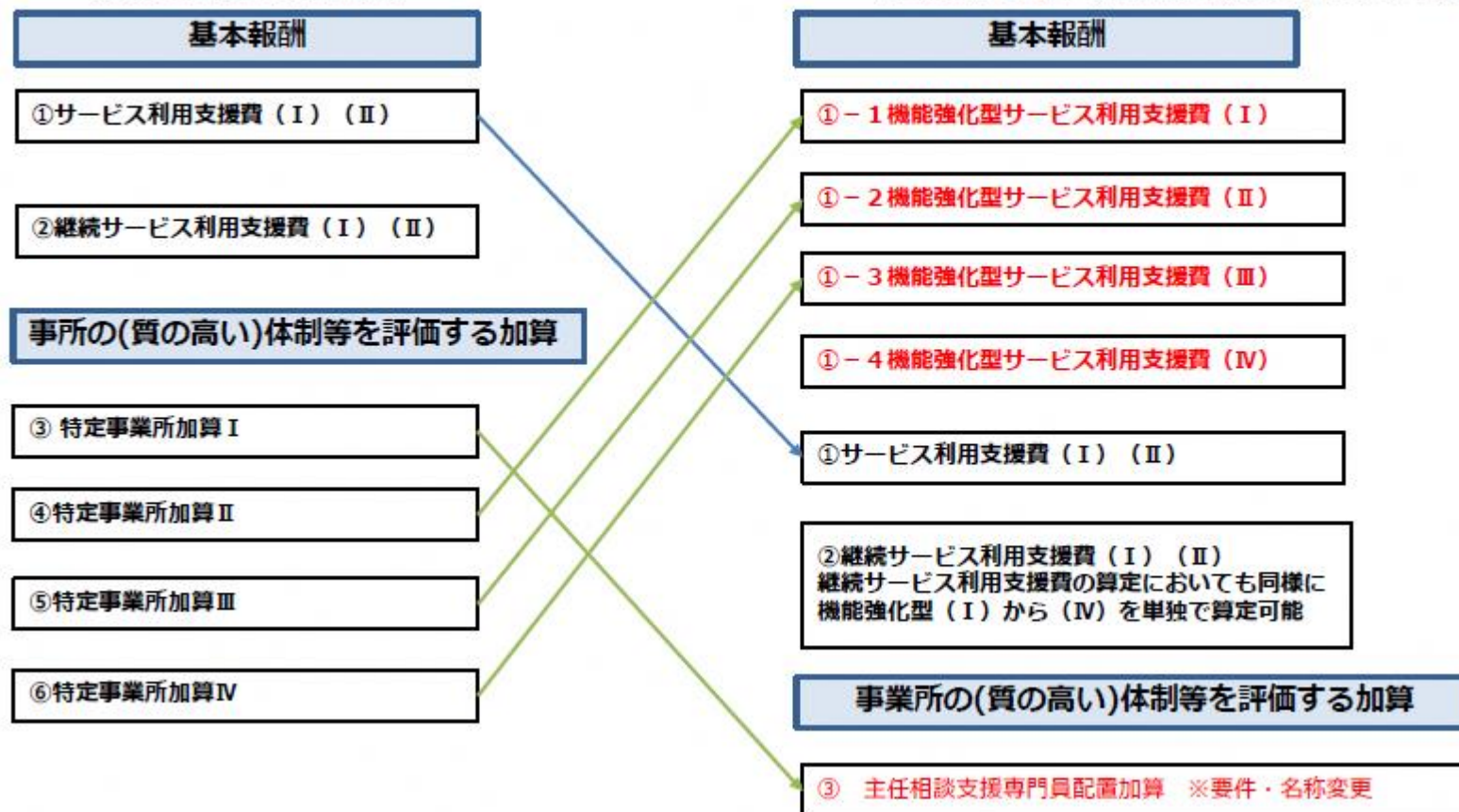
- 特定事業所加算は廃止され、新たに機能強化型が新設されます！
- 機能強化型の算定要件に関する書類の提出は、まだ詳細が示されていないため、令和3年4月上旬にメールでお示しする予定です。締切は4月中旬予定です。（事務負担軽減も検討します。）

特定事業所加算の請求構造について（案）

赤字が令和3年改定案での変更箇所

現行（基本報酬＋加算のセット）

見直し後（従来、基本報酬＋加算で請求していたものが単独で請求可能）



特定事業所加算が廃止され、基本報酬に組み込まれます！

1. 特定事業所加算（Ⅱ） ⇒ 機能強化型（Ⅰ）
2. 特定事業所加算（Ⅲ） ⇒ 機能強化型（Ⅱ）
3. 特定事業所加算（Ⅳ） ⇒ 機能強化型（Ⅲ）
4. 【新設】 ⇒ 機能強化型（Ⅳ）

モニタリング実施標準期間の適用時期

○ 平成30年度報酬改定において新たに示したモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下のとおり。

対象者		旧モニタリング実施標準期間	新モニタリング実施標準期間及び適用時期	
			30年度～	31年度～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型 共同生活援助	—	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。



上記期間は、あくまで**標準期間**です。個々の事情を勘案し、モニタリング期間をご提案ください。ただし、標準期間以外で設定する場合、その理由が分かるようサービス等利用計画等へ記載してください。

例：標準期間の設定がない「2月ごと」を提案、標準が「3月ごと」のところを長く「6月ごと」と提案、標準が「6月ごと」のところを短く「3月ごと」と提案するなど。

障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用



- 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。

事項	対象サービス	内容	
委員会・会議等	感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	サービス担当者会議 事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	日中活動支援加算 (新設)	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
支援計画会議実施加算 (新設)	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
定着支援連携促進加算 (新設)	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
居住支援連携体制加算 (新設)	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
相談等	雇用に伴う日常生活上の相談等	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	



サービス担当者会議は、サービス利用支援（計画作成）の際に必須の過程です。
テレビ電話装置等も活用していきましょう。

サービス担当者会議の記録は忘れずに作成願います！

その他留意事項①

モニタリング月の変更手続きについて

- モニタリング月として設定していない月に、モニタリングを実施することは認められていません。（ここでいうモニタリングとは、継続サービス利用支援のことであり、サービス提供時モニタリング加算や集中支援加算のことではありません。）
- 一次審査（国保連合会の審査）でモニタリング月と請求情報も審査されるようになりましたので、設定月以外に継続サービス利用支援を請求した場合、二次審査（市町村の審査）では原則返戻で対応しています。
- 対象者不在等のやむを得ない場合は、予定月の翌月までであれば、事前連絡を不要としています。（※ただし、翌月対応となった理由等の記録を整備する必要があります。）
- 新型コロナウイルスによる臨時的取り扱いは、「新型コロナウイルス臨時的取り扱い（相談支援）」の資料をご覧ください。

その他留意事項②

介護保険利用者の計画作成について

【障害固有サービス以外】

- 介護保険制度のサービスを利用する場合には、ケアプラン作成対象者となるため、基本的にサービス等利用計画作成する必要はありません。

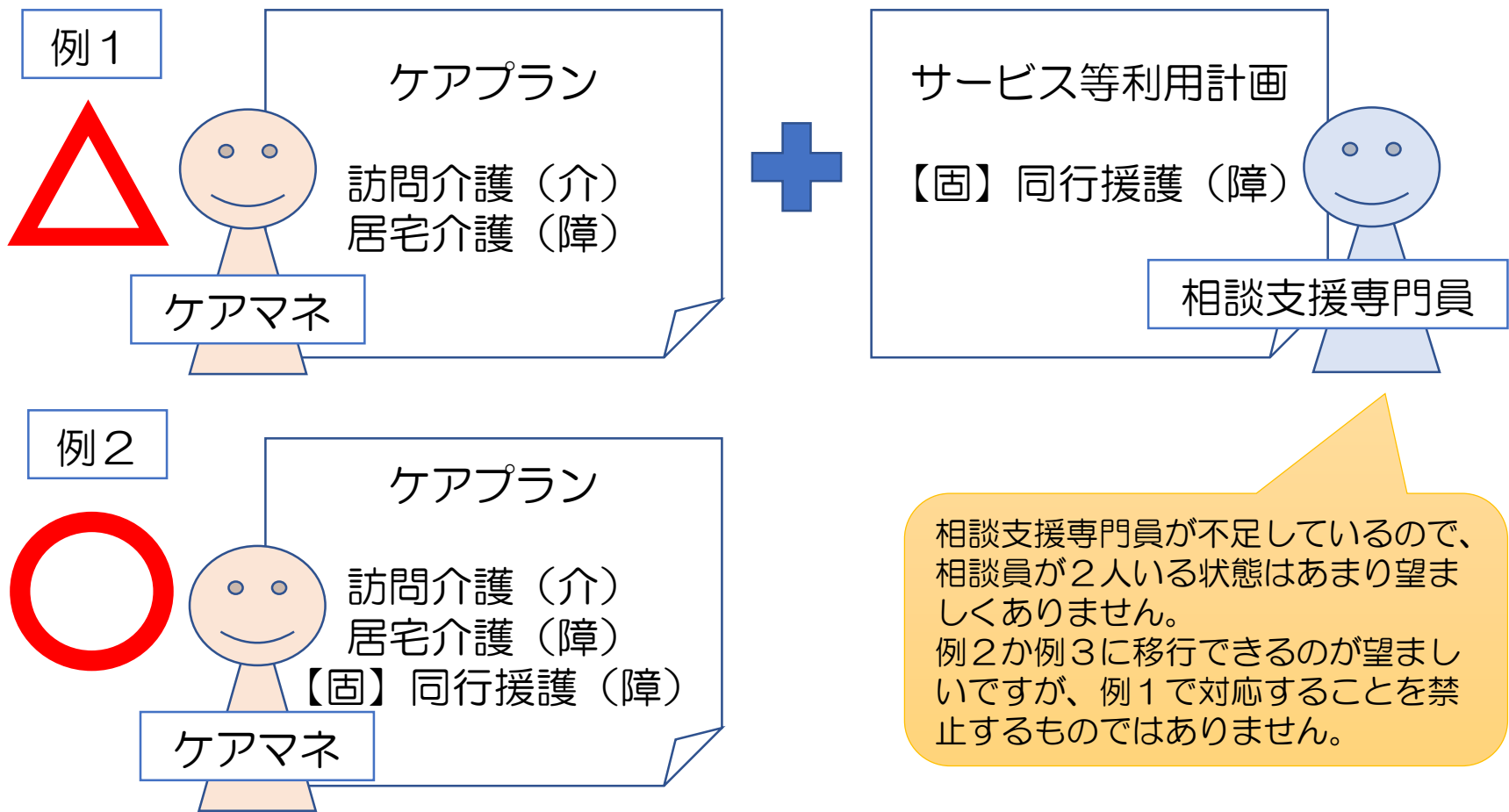
【障害固有サービス】

- 障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、サービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には求める場合もあります。
- 障害福祉サービス固有のものと認められるサービスであっても、ケアプランで対応できるときは、サービス等利用計画案の作成は求めないものとします。

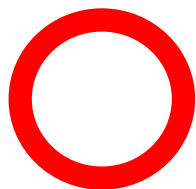
次ページ以降は、介護保険利用者の計画作成についての一例です。

介護保険利用者の計画作成についての一例

訪問介護（介護）、居宅介護（障害・上乗せ分）、同行援護【障害固有サービス】を利用する場合



例 3



ケアプラン

訪問介護（介）
居宅介護（障）



サービス等利用計画

【固】 同行援護（障）

ケアマネ 兼
相談支援専門員

1人の相談支援専門員が、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援等を行う場合、減算があるので注意が必要です。

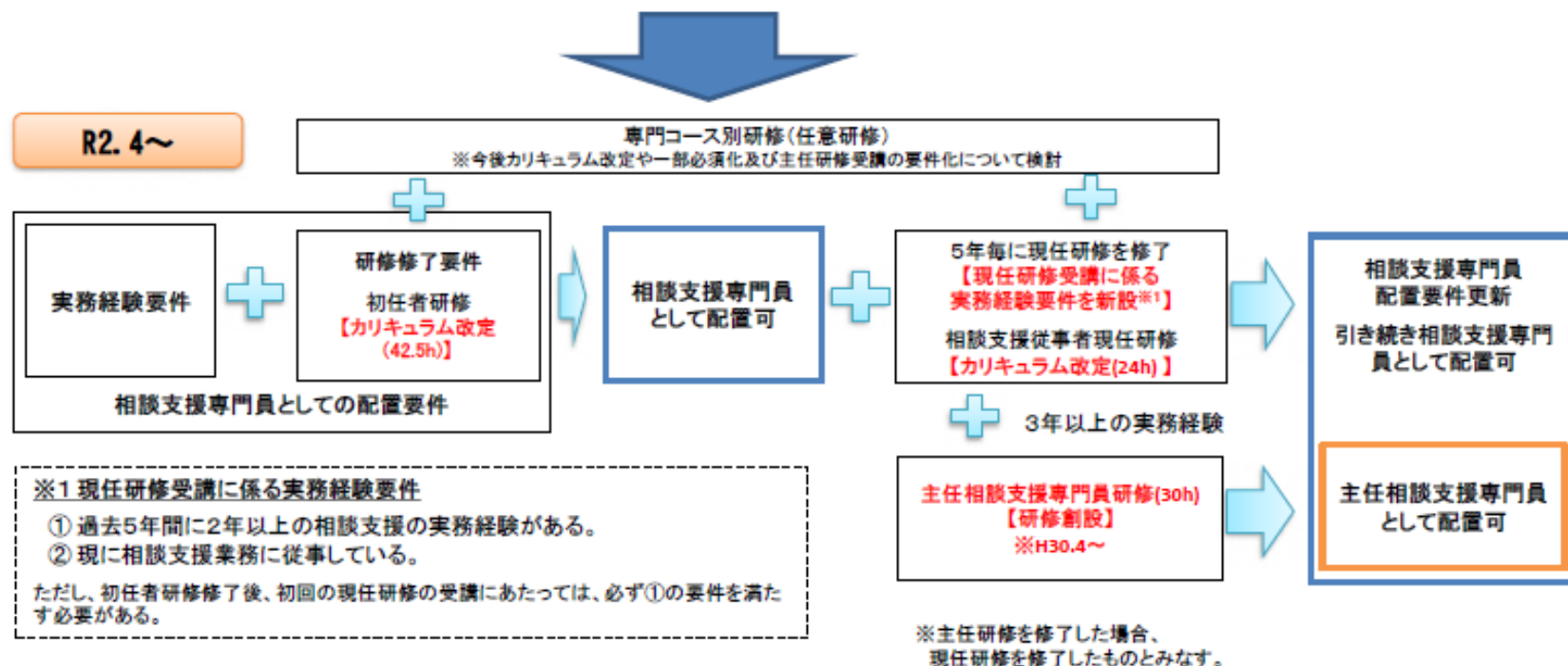
要介護度によって算定する減算が異なります。

- 居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）
- 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）
- 介護予防支援費重複減算

相談支援専門員を増員する場合は、補助金制度をご活用ください。「千葉市計画相談支援推進事業補助金について」の資料をご覧ください。

相談支援専門員の研修制度について

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。(R2.4から改定後の新カリキュラムによる研修を実施)
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(※1)を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。(H30.4から研修実施)



【参考】 相談支援専門員と補助職員について

- ▶ 相談支援専門員の業務の省力化を目的として、補助職員による業務の補助が認められています。
- ただし、補助職員が行える業務には限りがありますので、ご注意ください。

【厚生労働省 相談支援関係Q & A より抜粋】

サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。なお、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、

- 居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
- 利用者等へのサービス等利用計画案やサービス等利用計画等の説明
- サービス担当者会議におけるサービス担当者への質問・意見の聴取

【厚生労働省 事務連絡（平成26年2月27日）より抜粋】

その他の補助業務（例：面談のためのスケジュール調整、記録のワープロ打ち、書類整理等）については、各業務に対する習熟度等も勘案した上で、管理者の判断に基づき各事業所において補助職員に行わせることも可能である。

なお、モニタリングについても同様である。

専門性を有する計画相談支援事業所の公表状況について

- 所定の研修を修了した事業所は、専門性を有する計画相談支援事業所として、千葉県のホームページで公表されています。
- 当該研修は、各種支援体制加算の対象となる研修でもありますので、研修の受講について積極的にご検討ください。（加算取得にあたっては市への届け出が必要）

【千葉県HP】 <https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/service/soudanshien/index.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 福祉・子育て > 障害者(児) > 障害のある人のための通所や在宅などでのサービス > 相談支援（障害福祉サービス）

The screenshot shows a webpage with a left sidebar and a main content area. The sidebar contains a menu with items like '障害のある人のための通所や在宅などでのサービス', '障害福祉サービスの利用案内', '障害のある人のグループホーム(共同生活援助)', '療育(障害のある子どもへの支援)', '就労支援(障害福祉サービス)', and '相談支援(障害福祉サービス)'. Below the menu is a search bar and a 'サービス停止情報' section. The main content area has a heading '継続サービス利用支援' followed by a paragraph about monitoring service usage. Below that is a section '基本相談支援' with a sub-section '※専門性を有する計画相談支援事業所'. This sub-section contains a list of two PDF links: '精神障害のある方への計画相談支援一対応可能事業所 (PDF: 103KB)' and '医療的ケア児等への障害児相談支援(計画相談支援)一対応可能事業所 (PDF: 96KB)'. A green speech bubble points to this sub-section with the text '千葉県HPで公表されています'. Below the list is a section '計画相談支援を利用したい方へ' and another '公表されている事業所の方へ' section with contact information for the Chiba Prefecture Disability Welfare Service Unit.

障害のある人のための通所や在宅などでのサービス

- [障害福祉サービスの利用案内](#)
- [障害のある人のグループホーム\(共同生活援助\)](#)
- [療育\(障害のある子どもへの支援\)](#)
- [就労支援\(障害福祉サービス\)](#)
- [相談支援\(障害福祉サービス\)](#)

何をお探ですか?

いろいろな探し方 **+**

電子県庁 **+**

サービス停止情報

現在情報はありません。

継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

|| 基本相談支援

障害のある人・子どもからの相談

|| ※専門性を有する計画相談支援事業所

千葉県が実施する所定の研修を修了し、特定の障害について専門性を有する相談支援事業所を以下で公表しています。

- [PDF 精神障害のある方への計画相談支援一対応可能事業所 \(PDF: 103KB\)](#)
- [PDF 医療的ケア児等への障害児相談支援\(計画相談支援\)一対応可能事業所 \(PDF: 96KB\)](#)

千葉県HPで公表されています

計画相談支援を利用したい方へ

上記の事業所情報等を参考に、計画相談支援事業所(障害児相談支援事業所)をお探しくください。

公表されている事業所の方へ

研修を修了した方が不在になる等の理由により対応ができなくなった場合は、リストから削除しますので下記連絡先へご連絡ください。

<連絡先>

千葉県障害福祉事業課一地域生活支援班(相談支援事業所担当)

電話: 043-223-2335